

施策5 人間形成の場としての活力ある学校づくり

【現状と課題】

平成29年に小・中学校、平成30年に高等学校の各学習指導要領が改訂されました。この新学習指導要領では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、「社会に開かれた教育課程」の実現が重要であるとされています。

各学校において、「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、教職員が多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組むことができるよう、チームとしての学校を実現する体制を構築することが必要です。

このため、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入の拡充や運営の充実など、保護者や地域住民が学校運営に参画することを通じて、学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域とともにある学校づくりを進めるとともに、高等学校においては、地方創生の進展や、高大接続の進捗等も踏まえながら、新しい時代に対応した高等学校の在り方について、検討することが求められます。

また、県内には、東葛・湾岸ゾーンなどの人口増加が進む地域がある一方、香取・東総、南房総ゾーンなどの地域では人口減少、少子化の進展により、学校・学級の小規模化が進んでいます。県内のどの地域でも質の高い教育を行うことができるよう、学校の指導体制の充実が求められます。

さらに、幼稚園児の9割、高校生の3割が通っている私立学校は、公立学校とともに公教育の一翼を担い、本県の学校教育において大きな役割を果たしています。私立学校が、個性豊かで特色ある教育活動を展開することができるよう支援するとともに、公立学校と私立学校が連携した取組を充実することが求められます。

加えて、本県では、令和元年9月から10月にかけて、記録的な暴風雨となった台風15号・19号及び10月25日の大雨が連続して発生し、県内の広範囲に甚大な被害を与えました。今回の災害を踏まえ、学校における安全教育・防災教育を更に充実するとともに、学校は、震災・豪雨等の大規模災害発生時には緊急避難場所等として活用される場合も多いことから、施設の老朽化対策等を計画的に推進し、安全・安心な場とすることが求められます。

【取組の基本方向】

- ・ 社会の変化や生徒の多様なニーズに対応し、豊かな学びを実現する教育活動が可能となるよう、地域に開かれた魅力ある学校づくりを着実に進めます。
- ・ 小中一貫教育校など、新たなタイプの学校も含めて、子供の成長に合わせた柔軟な教育システム等の在り方等について検討を進めます。
- ・ 私立学校の経営の健全性を高めるとともに、私立学校に在籍する幼児児童生徒及び保護者の経済的負担の軽減等を図るなど、私立学校の振興を図るとともに、公立学校と私立学校との一層の連携・協力を推進します。
- ・ 各学校及び教育施設の老朽化対策等を計画的に進めます。また、子供たちが適切な判断と行動できる力を身に付け、事故や犯罪等に巻き込まれないための安全教育及び防災教育の充実を図ります。

【主な取組】

(1) 地域に開かれた魅力ある学校づくり

開かれた学校づくりを進め、子供の学びや体験を支援するため、学校・家庭・地域の連携・協働を創出する取組を進めるとともに、そのために必要な人材の育成・拡充を図ります。

また、各学校における公開授業の開催を促進します。

さらに、令和3年度末を目標年次とする、県立学校改革推進プランの理念に基づき、魅力ある学校づくりを進めるとともに、新たな計画の策定に向けた外部有識者による懇談会の設置など、長期的な視点に立った今後の魅力ある県立学校づくりの在り方について検討を進めます。

- 普通科及び普通系専門学科・コースの充実
- 職業系専門学科・コースの充実
- 総合学科の推進
- 生徒の多様なニーズに対応した教育の推進
- 地域学校協働本部の推進（関連 施策6（3）、施策8（2）、施策9（1））
- 「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」の充実（関連 施策8（1）、施策8（2））
- 地域住民・保護者の県立学校運営への参画の推進（関連 施策8（2））
- コミュニティ・スクールの導入促進（関連 施策8（2））
- 県立学校における地域活性化への貢献
- 地域人材の活用

(2) 豊かな学びを支える学校・学習環境づくり

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、子供の健全な学びの環境を保障することができるよう、少人数の習熟度別指導や補習・補充学習等の取組を行うため、学校の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進します。

また、小中一貫教育校、義務教育学校などの学校も含め、子供の成長に合わせた柔軟な教育システム等の在り方等について検討し、児童生徒一人一人の個性や能力に応じた教育の実現を図ります。

さらに、学校における問題解決に向けて、スクールロイヤーなど専門的知見をもった人材による指導助言を行う体制を構築するなど、学校を支援する体制の充実を図ります。

加えて、高等学校については、中長期的な展望に立った学校規模や配置の適正化を進めます。特別支援学校については、通学を希望する児童生徒の増加に対応するため、県立学校や小・中学校の使用しなくなる校舎等の活用も検討しながら、学校の新設や校舎の増築などにより特別支援学校の過密状況の解消を図ります。

- 校長のリーダーシップに基づく学校づくりの推進
- よりよい学習活動を支える学校・学級づくりに向けた取組の充実（関連 施策1（1））
- 学校間連携や一貫教育の検討
- きめ細かな指導体制の整備
- 法や心理、福祉等の専門家による学校支援
- スクール・サポーターによる学校における問題解決への支援
- 特別支援学校の計画的な整備
- 障害特性に応じた施設・環境の計画的な整備
- 特別支援学校が有する多様な機能の充実（関連 施策4（1））

(3) 私立学校の振興と公立学校・私立学校の連携

私立学校の教育水準を一層向上し、経営の健全性を高め、私立学校に在籍する幼児児童生徒及び保護者の経済的負担の軽減等を図るなど、私立学校の振興を図ります。

また、小学校就学前教育については、幼稚園児の9割が私立幼稚園に在籍している状況にあることから、幼稚園の独自の教育目標を尊重しながら、子供の発達や学びの連続性を踏まえ、規範意識の芽生えや人間関係づくりの基礎を培う教育を推進します。

さらに、高等学校については、公立学校・私立学校の教職員を対象とした合同研修、教職員の人事交流などの充実を図るなど、公立学校とともに公教育の一翼を担う私立学校との連携・協力を推進します。

- 私立学校経常費の補助
- 接続期のカリキュラム千葉県モデルプランの活用（関連 施策1（6））
- 公立学校・私立学校の教職員の合同研修の開催
- 私立学校のシンポジウムなどとの連携
- 公立学校と私立学校との教員の人事交流の促進

(4) 安全・安心な学びの場づくりの推進

各学校及び教育施設の老朽化対策等を計画的に進め、子供たちが安全・安心な環境で学び、地域住民の防災に資することもできる環境整備を推進します。

また、各教科・道徳・特別活動等、教育活動全体を通した防災教育の実施や、学校、地域、関係機関と連携した防災訓練や救命講習等の実施など、学校の防災計画に基づき、子供たちの防災意識を高め、「自助」「共助」の意識を育むための取組の充実を図るとともに、子供たちが、事故や犯罪に巻き込まれないための交通安全教育、防犯教育の充実を図ります。

- 県立学校施設の安全向上や施設の老朽化対策の推進
- 魅力ある学校づくりに向けた施設整備の推進
- 市町村立学校施設の長寿命化対策及び防災機能強化などの促進
- 私立学校施設の耐震化の促進
- 学校安全の体制づくりと着実な実施
- 地域安全マップ(交通安全・防犯・防災)の作成
- 発達段階に応じた交通安全教育の推進
- 防災教育の一層の充実
- 学校の防災体制の充実
- 学校、家庭、地域、関係機関が連携した災害に強い学校とまちづくり
- 中・高校生の防災活動への参加促進
- 救命講習の実施の促進

施策6 教育現場の重視と教員の質・教育力の向上

【現状と課題】

令和2年度から実施される新学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力を育成するなど、新しい時代の教育を担う教員の養成が必要です。

今後も教員の世代交代が進むことから、高等教育機関と連携した人材の育成、幅広い人間性を有した、熱意ある教員の採用を可能とする教員採用選考の取組の充実・改善が必要です。

また、教員自らが児童生徒の模範であるという使命感や責任感を持つとともに、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導力の向上に取り組むことが必要です。あわせて、発達障害を含む障害のある子供や日本語指導の必要な子供等への対応、厳しい経済状況にある家庭等への対応、いじめ、不登校、児童虐待など生徒指導上の諸課題への対応など、複雑かつ多様な課題に対応できるよう、教員の研修体制の充実により教員の質と教育力の向上を図ることが求められます。

さらに、正規の勤務時間を超えて勤務する教職員が多く見られる中、学校においても働き方改革を進める必要があります。教員という職業が多くの子供にとって魅力ある、選ばれる職業になるとともに、教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子供たちに真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行うことができるよう、学校における業務の見直しや教職員の意識改革など、学校における働き方改革を確実に推進していくことが求められます。

【取組の基本方向】

- ・ 優れた資質を有する教員の採用のため、教員採用選考の改善等を進めるとともに、教員採用選考の志願者の確保に努めます。
- ・ 教員の実践的指導力の向上などを目的とした研修や授業研究などの充実により、信頼される質の高い教員の育成を推進します。
- ・ 教職員の働き方改革を進めるため、教職員の業務内容を見直すとともに、教職員の意識改革を進めます。

【主な取組】

(1) 熱意あふれる人間性豊かな職員の採用

子供の気持ちを理解し、その目線に立って行動する態度、高度な専門的知識、豊かな生活体験に基づく幅広い人間性など、優れた資質を有する教員の採用のため、教員採用選考の改善等を進めます。

また、中学生や高校生、大学生を対象に、教員の魅力など各種情報を積極的に発信するとともに、教員を希望する学生に対する実践や体験の機会を提供するなど、教員採用選考の志願者の確保に努めます。

- 教員を目指す生徒学生へのインターンシップの機会や情報の提供（関連 施策9（1））
- 教育愛と使命感に満ちた教員の確保

(2) 信頼される質の高い教員の育成

「千葉県・千葉市教員等育成指標」や「千葉県教職員研修体系」に基づき、教員が教職に対する使命感や責任感を高め、課題探究型の学習、主体的・対話的で深い学びなどの新たな学びに対応するための実践的指導力や、いじめ等の生徒指導上の課題や特別支援教育に対する実践力の向上などを目的とした研修や、若手教員が中堅・ベテラン教員から指導ノウハウを継承できる校内での授業研究などの充実により、信頼される質の高い教員の育成を推進します。

また、大学等における教員養成段階においては、大学等と連携し、目指す姿や身に付けるべき資質能力を明確にするとともに、学校現場での体験機会の充実などを通じて、教員としての実践力の向上などを図ります。

- 研修体系に基づく教職員研修の充実（関連 施策1（1））
- 授業公開等による指導力の向上
- いじめ等、教職員の生徒指導力の向上（関連 施策2（2））
- 専門的・実践的研修による教育関係職員の資質の向上
- 特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進
- 特別支援教育に関する研修の充実
- 人事交流を活用した教員の資質向上
- 校長のガバナンスの向上

(3) 教職員が子供と向き合う時間を確保するための取組の推進

教職員が、心身の健康を損なうことのないよう業務の質的転換及び量的削減・精選を図り、授業やその準備に集中できる時間、自らの専門性を高めるための研修の時間を確保できる勤務環境を整備するとともに、学校が担うべき業務、教職員が担うべき業務を、各学校や地域の実情に応じて、役割分担を検討することにより、限られた時間の中で、児童生徒と向き合うための時間を確保し、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるようにします。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実を図るとともに、スクールロイヤーの効果的な活用を促進し、「チーム学校」として組織的に取り組む体制を整備します。

- 教職員の負担軽減に向けた取組の推進
- スクールカウンセラー等の人材の確保（関連 施策2（2）、施策8（2））
- 地域学校協働本部の推進（関連 施策5（1）、施策8（2）、施策9（1））
- 教職員のメンタルヘルスの推進

施策7 多様なニーズに対応した教育の推進

【現状と課題】

経済雇用環境などの変化により、経済的・社会的に様々な困難を抱えている子供たちが、依然として増加傾向にあります。近年では、我が国に在留する外国人の増加等に併せて、小・中・高校等における日本語指導が必要な児童生徒数も増加傾向にあります。

自らの能力を伸長し、将来、社会においてその能力を発揮するための教育を受ける機会は、経済的・社会的な事情に関わらず等しく与えられるべきものです。子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、様々な困難を有する子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る必要があります。

このため、各学校段階の継続性を生かした支援や、いじめ、不登校や障害等に関する教育相談体制の充実など、困難を有する子供や家庭への支援を推進し、全ての子供たちが安心して教育を受けることのできる環境を確保することが求められます。

また、関係部局や機関と連携しながら、学習、家庭、社会生活に困難を有する子供たちへ学び直しの機会の提供や、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒に対し教育費負担の軽減を図るなどの支援が求められます。

さらに、外国人児童生徒等に対して、各学校における日本語指導の充実や各地域における交流の促進など、受入れ体制の整備を進めることが求められます。

【取組の基本方向】

- ・ 児童生徒や家庭に対する相談支援体制の整備や教員研修の充実、スクールカウンセラー等の人材の配置などにより、不登校児童生徒への支援を進めます。
- ・ 学習支援や学び直しの機会の提供など、学びへの機会確保を図るとともに、職業的自立に向けた支援を行います。
- ・ 経済的・家庭的な理由により、就学が困難な児童生徒に対する支援の充実を図ります。
- ・ 外国人児童生徒等の、日本語指導が必要な児童生徒に対する受入体制の充実を図ります。

【主な取組】

(1) 不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進

いじめや不登校など、支援を必要とする児童生徒に対して、家庭と学校が連携して問題解決に取り組めるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的知見を有する人材の活用を促進し、子供や家庭に対する相談支援体制の充実を図ります。

また、教育支援センターの活用及び民間団体等との連携により、不登校児童生徒の将来の社会的自立に向けた支援を行うとともに、不登校児童生徒を支援するための指導資料集を活用した研修や、心理や福祉の専門家等で構成される支援チームによる個別のケースへの支援の充実を図ります。

さらに、千葉県子ども・若者支援協議会における、困難を有する子供・若者の現状・課題の共有や、相談支援体制の充実に向けた検討に参加します。

- 学校における不登校児童生徒等に対する支援
- 不登校児童生徒への関係機関等との支援ネットワークの充実

(2) 学び直しなどの再チャレンジの機会の充実

一人一人の豊かな人生の実現に向けて、学ぶ意欲と能力のある全ての県民が、質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの将来に向けて挑戦できるよう、学習支援や学び直しの機会の提供など、学びへの機会確保を図ります。

また、若年無業者に対し、職業的自立に向けた支援を行います。

- 定時制高校・通信制高校の充実
- 高校中途退学者等に対する継続的な支援

(3) 経済的・家庭的理由など様々な困難への支援

家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受けることができるよう、地元の団体や人々など様々な主体と連携した取組を推進します。

また、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材及び関係機関・団体などとの連携・協働を図ることで、支援が必要な子供や家庭に対する方策を充実させます。

さらに、就学支援金の支給や授業料減免事業への助成などの支援を通じて、高等学校等の生徒に係る教育費負担の軽減を図ります。

- 「貧困の連鎖」防止に向けた多様な主体との連携
- 学ぶ意欲のある生徒に対する修学の支援
- 特別支援教育への援助

(4) 外国人児童生徒等の受入れ体制の整備

各学校において外国人の児童生徒等の受入れがスムーズに行われるよう、外国人など日本語を母語としない児童生徒に対して日本語指導ができる外部人材の配置の充実を図ります。

また、外国人児童生徒やその保護者を含む外国人県民が、地域コミュニティに溶け込むことができるよう、多言語での情報提供や生活全般の相談に対応します。

- 外国人児童生徒等の教育に対する支援（関連 施策8（2））
- 多文化共生社会づくりの推進